

# 島根県報

平成23年9月30日（金）

号外 第 168 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

島根県人事行政の運営等の状況の公表

（人 事 課） 2

**公 告**

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
平成22 年度	人 718,218	千円 547,087,959	千円 4,323,132	千円 120,468,044	% 22.0	% 21.2

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22 年度	人 13,075	千円 56,255,471	千円 10,667,438	千円 19,077,768	千円 86,000,677	千円 6,577	千円 —

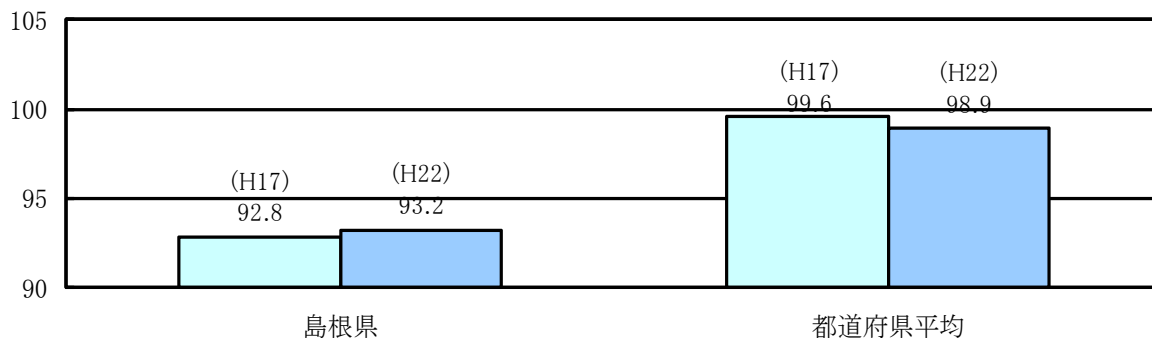
(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 「職員数」は、平成22年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知 事	25%	25%
副 知 事	20%	20%
常勤の監査委員	18%	18%
病院事業管理者	18%	18%
教 育 長	18%	18%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

オ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成22 年度	円 370,200	円 380,965 (356,542)	円 ▲10,765 ▲2.83% (13,658) (3.83%)	% ▲0.25	% ▲0.10	% ▲0.19

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2 「公務員給与」及び「較差」の下段の ( ) 内は、特例条例による減額後の額及び率である。

(イ) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成 22 年度	月 3.61	月 3.90 (3.67)	月 ▲0.29 (▲0.06)	月 ▲0.05	月 3.85 (3.85)	月 3.95

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の ( ) 内は、特例条例による減額後の支給月数である。

3 「年間支給月数」の上段は管理職手当受給職員（以下「管理職員」という。）の年間支給月数であり、下段の ( ) 内は管理職手当非受給職員（以下「非管理職員」という。）の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給の給料 月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の給 料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

(7) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.2 歳	323,665 円	387,844 円	350,056 円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

(イ) 技能労務職

区 分	公務員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢	平均給与月額 (B)	
島根県	50.4 歳	220 人	340,310 円	385,849 円	360,925 円	—	—	—	—
うち守衛	51.4 歳	2 人	338,917 円	361,517 円	348,700 円	守衛	—	—	—
うち用務員	50.8 歳	51 人	342,126 円	381,775 円	361,267 円	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	52.2 歳	27 人	348,184 円	393,298 円	370,233 円	自家用乗用自動車運転手	49.7 歳	260,117 円	1.51
うち電話交換手	56.3 歳	4 人	376,338 円	431,637 円	398,325 円	電話交換手	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.0 歳	365,407 円	414,210 円
都道府県平均	—	—	—

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	—	—	—

島根県	45.3歳	367,130円	410,404円
都道府県平均	—	—	—

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	39.9歳	312,797円	423,249円	338,353円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、島根県人事委員会が行った「平成22年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。
- 4 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

職 種	民 間				参 考		
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (D)	民 間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち守衛	守衛	54.9歳	204,700円	1.84	6,107,801	2,946,000	2.07
うち用務員	用務員	53.8歳	213,600円	1.81	6,218,683	3,008,200	2.07
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	53.0歳	246,500円	1.60	6,054,581	3,542,300	1.71
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成19年～21年の3か年平均）。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。
- 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## イ 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	172,200円 (161,868円)	172,200円
	高校卒	140,100円 (131,694円)	140,100円
技能労務職 (免許職)	高校卒	152,600円 (143,444円)	—
技能労務職 (非免許職)	高校卒	146,700円 (137,898円)	—
高等学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
警察職	大学卒	197,200円 (185,368円)	200,000円
	高校卒	164,700円 (154,818円)	158,100円

（注） 「島根県」の下段の（ ）内は、特例条例による減額後の額である。

## ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成23年4月1日現在）

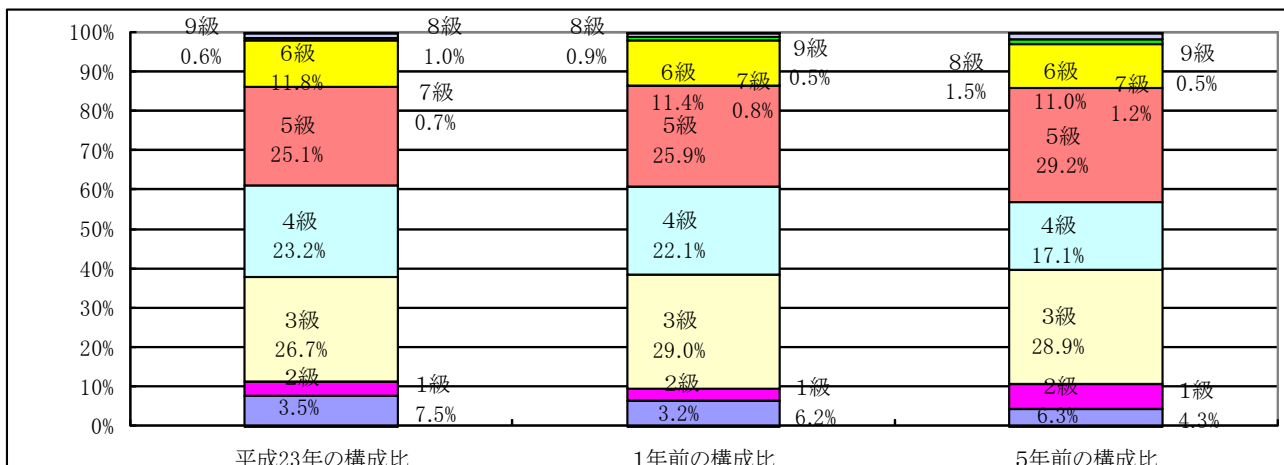
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,257円	284,503円	339,318円
	高校卒	199,662円	249,523円	286,912円
技能労務職	高校卒	— 円	239,512円	288,251円
高等学校教育職	大学卒	278,027円	323,717円	359,103円
小・中学校教育職	大学卒	283,681円	326,480円	352,914円
警察職	大学卒	269,300円	322,830円	360,525円
	高校卒	237,970円	271,597円	322,740円

## (4) 一般行政職の級別職員数等の状況

## ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	276 人	7.5 %
2 級	主任主事、主任技師	128 人	3.5 %
3 級	主任	978 人	26.7 %
4 級	企画員	848 人	23.2 %
5 級	グループリーダー	918 人	25.1 %
6 級	課長	431 人	11.8 %
7 級	課長	25 人	0.7 %
8 級	次長	37 人	1.0 %
9 級	部長	22 人	0.6 %

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県	国
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,469千円	—
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.50月分（管理職員） 2.50月分（非管理職員） （1.35）月分 勤勉手当 1.35月分 （0.70）月分	（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況  
 平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況  
 管理職については、平成18年6月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数） ※6月期、12月期とも	
		部次長級	課長級
I	10%以内	0.96月	0.79月
II	30%以内	0.91月	0.725月
III	60%以内	0.86月	0.66月
不良	—	0.86月以下	0.66月以下

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 6,557千円 27,251千円					

（注） 「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度）		48,186千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）		719,200円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20人	18%	18%
茨城県つくば市	1人	12%	12%
大阪府大阪市	11人	15%	15%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	9人	10%	10%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	12,936人	0%	0%
医師・歯科医師	40人	15%	15%
平均支給率		15.0%	15.0%

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度）		542,258千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）		76,514円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		54.2%
手当の種類（手当数）		59
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		捜査特別手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		死体取扱手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		捜査特別手当
		警ら手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	2,308,426千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	177千円
支給実績（平成21年度）	2,298,312千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）	176千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）



扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,783,411	円 234,351
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 605,320	円 268,911
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,221,058	円 107,544
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	千円 275,218	円 332,389
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 67,930	円 1,698,256
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 754,679	円 516,549
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額(特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	千円 190,118	円 440,087
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 107,476	円 185,303
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 362,433	円 375,579
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 47,166	円 154,644
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給) 支給額 定時制(夜間) 1日 900円 通信制(日曜日) 1日 2,400円			千円 10,837	円 133,791
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給) 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務			千円 26,296	円 102,319

	1日 600円又は1200円				
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 757,177	円 95,785
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 158,992	円 74,053
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 57,236	円 40,795
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 444,960	円 164,313
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	千円 12,587	円 71,517
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 38,255	円 178,761
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(6) 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知事	960,000円 (1,280,000円)
	副知事	800,000円 (1,000,000円)
報酬	議長	768,000円 (960,000円)
	副議長	709,750円 (835,000円)
	議員	654,500円 (770,000円)
期末手当	知事	(平成22年度支給割合)
	副知事	2.90月分
	議長	(平成22年度支給割合)
	副議長	2.90月分
退職手当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	知事	128万円×在職月数×0.6 3,686.4万円 任期毎
	副知事	100万円×在職月数×0.43 2,064万円 任期毎
	備考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

(注) 1 「給料」及び「報酬」の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

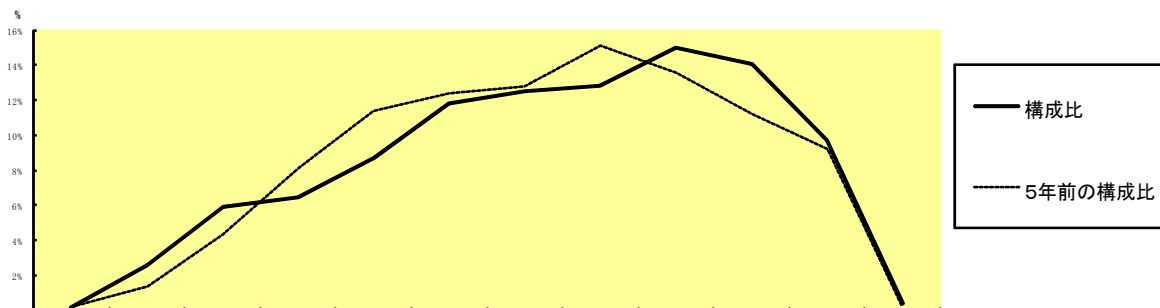
ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減	主な増減理由
			平成23年	平成22年		
普通会計部門	一般行政	議会	21	21	0	事務事業の見直し 事務事業の見直し 業務量の増 地方機関の統合 公共事業の削減 業務量の増 公共事業の削減
		総務	540	540	0	
		税務	113	116	▲ 3	
		衛生	235	240	▲ 5	
		民衛	470	467	3	
		労働	54	67	▲ 13	
		農林水産	939	965	▲ 26	
		商工	187	172	15	
	土木	838	853	▲ 15		
		計	3,397	3,441	▲ 44	(参考：人口10万人当たり職員数 472.98人)
	教育部門	7,827	7,853	▲ 26	生徒数減による学級数の減少	
	警察部門	1,796	1,782	14	欠員補充、育休代替職員増	
	小計	13,020	13,076	▲ 56	(参考：人口10万人当たり職員数1,812.82人)	
公営企業等部門	病院水道下水道その他	病院	985	960	25	看護師等の増 事務事業の見直し
		水道	25	28	▲ 3	
		下水道	20	20	0	
		その他	60	62	▲ 2	
	小計	1,090	1,070	20		
	合計	14,110 [15,477]	14,146 [15,530]	▲ 36 [▲ 53]	(参考：人口10万人当たり職員数1,964.58人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以上
満											上

区分	20歳未満	20歳}23歳	24歳}27歳	28歳}31歳	32歳}35歳	36歳}39歳	40歳}43歳	44歳}47歳	48歳}51歳	52歳}55歳	56歳}59歳	60歳以上	計
職員数	人 24	人 369	人 833	人 911	人 1,233	人 1,658	人 1,758	人 1,806	人 2,112	人 1,984	人 1,369	人 53	人 14,110

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,795	3,717	3,617	3,503	3,441	3,405	▲390(▲10.3%)

教育	8,277	8,026	7,945	7,858	7,853	7,819	▲458 (▲5.5%)
警察	1,751	1,778	1,764	1,781	1,782	1,796	45 (2.7%)
消防							
普通会計計	13,823	13,521	13,326	13,142	13,076	13,020	▲803 (▲5.8%)
公営企業等会計計	981	962	962	1,039	1,070	1,090	109 (11.1%)
総合計	14,804	14,483	14,288	14,181	14,146	14,110	▲694 (▲4.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程（平成15年島根県公営企業管理規程第3号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(4) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用 に占める職員給与 費比率
平成22 年度	千円 846,887	千円 91,613	千円 220,020	% 26.0	% 25.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22 年度	人 28	千円 109,982	千円 22,926	千円 40,538	千円 173,446	千円 6,195	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.8歳	329,869円	516,208円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（水道事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,448千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,469千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.50月分（管理職員） 2.50月分（非管理職員）		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.50月分（管理職員） 2.50月分（非管理職員）	
勤勉手当 1.35月分		勤勉手当 1.35月分	

(1.35)月分	(0.70)月分	(1.35)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 29,282千円			1人当たり平均支給額 6,557千円 27,251千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給総額 (平成22年度)	420千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)	28,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)	53.6%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤手当

支給実績 (平成22年度)	6,786千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)	308千円
支給実績 (平成21年度)	6,825千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度)	310千円

(f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	-	千円 5,481	円 274,025
	配偶者以外の扶養親族 6,500円				
	配偶者のない場合の1人 11,000円				
	特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円 1,458	円 291,600
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		及び距離の区分 が異なる。	3,937	157,484
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 348	円 348,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 3,321	円 553,480
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 715	円 51,082
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 460	円 65,725
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

## (7) 工業用水道事業

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に占める職員給与費比率
平成22年度	千円 195,294	千円 ▲28,672	千円 47,697	% 24.4	% 21.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 22 年度	人 6	千円 20,995	千円 6,192	千円 7,572	千円 34,758	千円 5,793	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	38.7歳	312,480円	482,775円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,262千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,469千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分（管理職員） 1.35月分 2.50月分（非管理職員） (1.35)月分 (0.70)月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分（管理職員） 1.35月分 2.50月分（非管理職員） (1.35)月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 29,282千円			1人当たり平均支給額 6,557千円 27,251千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度）	445千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	89,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	62.5%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	1,340千円
--------------	---------

職員 1 人当たり平均支給年額 (平成22年度)	223 千円
支給実績 (平成 21 年度)	1,921 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成21年度)	320 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,386	円 277,200
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 324	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 821	円 164,160
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	千円 372	円 372,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 758	円 189,405
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額	千円 747	円 186,727



	支給額 夜間勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給与額×25/100		の算出方法が異なる。		
宿 日 直 手 当	支給額(勤務 1 回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務 1 回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同 じ	—	実績なし	実績なし

(イ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成21年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成22 年度	千円 1,502,009	千円 27,159	千円 393,783	% 26.2	% 29.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22 年度	人 48	千円 183,770	千円 38,152	千円 67,539	千円 289,461	千円 6,030	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	43.8歳	339,200円	502,537円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 電 気 事 業 )		島 根 県	
1 人当たり平均支給額 (平成22年度)	1,407千円	1 人当たり平均支給額 (平成22年度)	1,469千円
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分 (管理職員)	1.35 月分	2.50 月分 (管理職員)	1.35 月分
2.50 月分 (非管理職員)		2.50 月分 (非管理職員)	
(1.35) 月分	(0.70) 月分	(1.35) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%		役職加算 5～20%	
管理職加算 15～25%		管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

島 根 県 ( 企 業 局 職 員 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額	29,282千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額	6,557千円 27,251千円
--	----------	--	------------------

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度）	1,530千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	66,522円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	50.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等 交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	15,053千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	358千円
支給実績（平成21年度）	16,131千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）	375千円

(f) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 7,585	円 216,700
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 840	円 280,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 5,170	円 132,574
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 1,194	円 298,500
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国：俸給の特	千円	円

手 当	の 定 額 支 給 額 41,600円～130,300円		別調整額とし て支給	3,822	636,917
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額× 1/2)×4%～16%	同 じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ～6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 1,548	円 96,768
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 1,410	円 66,077
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円)	同 じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(4) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用 に占める職員給 与費比率
平成22 年度	千円 20,477,208	千円 139,226	千円 8,300,253	% 40.5	% 39.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		

平成22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	966	3,491,062	1,613,649	1,184,160	6,288,871	6,510	—

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	45.2歳	547,197円	1,313,586円
看護師	33.5歳	260,839円	393,487円
事務職員	41.1歳	314,487円	502,004円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（病院事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,206千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,469千円	
（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分（管理職員） 1.35月分 2.50月分（非管理職員） （1.35）月分 （0.70）月分		（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分（管理職員） 1.35月分 2.50月分（非管理職員） （1.35）月分 （0.70）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 1,707千円 25,503千円			1人当たり平均支給額 6,557千円 27,251千円		

(注) 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度）		101,776千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）		820,778円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	124人	0%
県内全市町村	0%	861人	0%

(d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度）	316,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	354,188円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	92.9%
手当の種類（手当数）	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当

防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当
---

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 22 年度)	524,748千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成22年度)	543千円
支給実績 (平成 21 年度)	492,204千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成21年度)	528千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 22 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の 1 人 11,000円 特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 66,421	円 196,513
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 99,647	円 260,175
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 49,250	円 71,897
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算 (距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる (国:距離により6,000円～45,000円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 463,491	円 3,768,220
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 26,226	円 672,474
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし

休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 10,724	円 45,829
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 77,262	円 120,534
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 96,304	円 460,784
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により 週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	千円 290	円 36,250

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規 の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00	

（参考） 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	7 月から 9 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限りて与える

（参考） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髓提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）満 1 歳まで：1 日 2 回それぞれ 60 分以内
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
短期の介護休暇	5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内）
妊娠障害（つわり）	2 週間以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分事由					

勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	35	0	35
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	35	0	35

## 教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	103	0	103
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	103	0	103

(注) 県費負担教職員含む

## 警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	1	16	0	17
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	16	0	17

## イ 懲戒処分者数

## 知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	1	0	1
合 計	0	1	1	0	2

## 教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
---------------	-----	-----	-----	-----	-----



法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	1	1	1	2	5
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	1	1	1	2	5

(注) 県費負担教職員含む  
警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	159,201	41,316	4,061	10.2	26.0
教育委員会	116,926	29,904	2,818	9.4	25.6
警 察 本 部	67,272	10,605	1,782	6.0	15.8
合 計	343,399	81,825	8,661	9.4	23.8

(注) 対象期間：暦年（平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	3	0	0
	女性職員	0	0	0
教育委員会	男性職員	67	4	0
	女性職員	75	3	1
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
計	男性職員	130	2	0
	女性職員	120	1	2
		0	0	0
		0	1	0
		11	0	0
		12	0	0
		211	7	0
		207	4	3

(注) 上段には平成 22 年度に新たに取得した者、下段には平成 21 年度から 22 年度にかけて引き続いている者の数

ウ 介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
		全日型	時間型

			中 心	中 心
知事部局等	男性職員	2	2	0
	女性職員	1	1	0
教育委員会	男性職員	0	0	0
	女性職員	11	9	2
警 察 本 部	男性職員	1	1	0
	女性職員	0	0	0
計		15	13	2

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	2
	女性職員	0	0	1	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	5	3	1	0	0	2
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	1
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		5	3	2	0	0	5

## エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	2	1
教育委員会	男性職員	2	0
	女性職員	0	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		4	1

## (4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## ア 研修の状況

## 一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	4	29	214	市町村職員含む
採用 2 年目	1	1	41	
一般職員第 I 課程	2	4	72	市町村職員含む
一般職員第 II 課程	7	14	171	市町村職員含む
主任	3	6	89	
中堅職員	8	16	250	市町村職員含む
新任係長	3	6	142	市町村職員対象
新任企画員	4	8	151	
新任 G L	4	8	137	
新任課長補佐	2	4	65	市町村職員対象
新任課長	5	10	207	市町村職員含む
選択研修	40	65	1, 182	25 講座（法務能力開発等）市町村職員含む

## 教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	13	38	1, 120	第 I 回～第 VII 回、宿泊研修会
経験者	15	30	827	6 年目研修、11 年目研修

管理職	16	26	889	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	33	34	1,838	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	39	47	2,153	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	83	110	3,010	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園  
警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	658	57	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	27	10	警察主事対象
初任総合	3	199	58	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	17	
部門別任用科	4	78	44	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	31	221	357	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	22年9月、23年3月	3,571人
	勤務評定（病院局医療職等）	1	22年11月	757人
教育委員会	人事評価	2	22年9月、23年3月	625人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	23年2月	2,009人
	勤務評価（市町村立教育職員）	1	23年2月	4,884人
警 察	勤務評定	1	22年12月	1,659人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数
知事部局等	6	6	6	6	17	17	23	52	52
教育委員会	0	0	0	0	30	30	30	34	34
警察本部	0	0	0	0	8	8	11	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会					
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数	
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数		
知事部局等	17	17	17	13	17	17	6	6	6	
教育委員会	30	30	30	30	30	30	0	0	0	
警察本部	8	8	8	8	8	8	0	0	0	

イ 職員のための福利厚生活動事業費

事業名	事業の概要・目的	決算額
-----	----------	-----

		(千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	12,438
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	3,341
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	36
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	4,440
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	35,944
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	6,435
合 計		62,634

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,553
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施した。	520
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	6,090
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	27,232
合 計		36,395

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	6,035
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	830
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	338
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	186
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	19,917
合 計		27,306

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者

採用時健康診断	150	150	209	209	72	72
定期健康診断	2,419	2,365	2,759	2,750	1,244	1,244
人間ドック	2,035	2,035	856	856	551	551

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 22 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 22 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

## 3 人事委員会の報告について

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

## ア 競争試験

## (7) 採用試験

## a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・児童福祉・食品衛生・農業・林業・水産・畜産・総合土木・建築・化学・電気・警察事務・少年補導	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者  平成元年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成23年3月31日までに卒業見込みの者	5月11日から 6月4日まで	6月27日	8月8日から 8月11日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 個別面接 (行政)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築)
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務(出雲)・学校事務(石見)・学校事務(隠岐)・警察事務	(学校事務) 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(学校事務を除く試験区分) 平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	8月2日から 9月3日まで	9月26日	10月2日から 10月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許 職 試験	保健師	昭和56年4月2日以降生まれた者で、保健師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	8月2日から 9月3日まで	9月26日	10月24日から 10月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
資格免許 職 試験	診療放射線技師	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	昭和58年4月2日以降に生まれ	同上	同上	同上	同上	同上

		た者で、歯科衛生士の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)					
	司書	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採用試験	行政	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	9月10日から10月15日まで	11月14日	12月11日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採用試験	一般事務(石見地区)・一般事務(隠岐地区)	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	9月10日から10月15日まで	11月14日	12月11日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査
警察官(10月採用・大学卒)試験	警察官	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みの者を含む) 昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(9月30日までに卒業見込みの者を含む)	3月15日から4月15日まで	5月9日	6月20日から6月22日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官(大学卒)試験	警察官	(男性・女性) 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む)  平成元年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む)  (武道A)	5月7日から6月11日まで	7月11日	8月22日から8月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査(武道Aは身体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験(武道A)

		<p>次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者</p> <p>ア 昭和59年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む)</p> <p>イ 平成元年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む)</p> <p>ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者</p>					
警察官 (高校卒業程度) 試験	警察官	<p>(男性・女性) 昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 (ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く)</p> <p>(武道B) 次のア及びイのいずれにも該当する者</p> <p>ア 昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く)</p> <p>イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成23年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)</p>	8月2日から 9月3日まで	9月19日	10月31日から 11月1日まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査(武道Bは身体検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験(武道B)</p>



b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)		受験者数(B)		受験率(B)/(A)		第1次試験合格者数(C)		第2次試験受験者数		最終合格者数(D)		最終合格率(B)/(D)	採用者数	
				男性	女性	計	短大卒	高校卒	その他	計	短大卒	高校卒	その他	計	短大卒			高校卒
大	行政	26	男	251	3	189	75.3%	43	43	100.0%	43	43	14	14	7.4%	13.5	11	
				122	1	92	75.4%	23	23	100.0%	23	23	100.0%	15	15	16.3%	6.1	15
				373	4	281	75.3%	66	66	100.0%	66	66	100.0%	29	29	10.3%	9.7	26
	心理	2	男	5	4	4	80.0%	1	1	100.0%	1	1	1	1	25.0%	4.0	1	
				23	18	18	78.3%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	1	1	5.6%	18.0	1
				28	22	22	78.6%	7	7	100.0%	7	7	100.0%	2	2	9.1%	11.0	2
	児童福祉	3	男	4	4	4	100.0%	2	2	100.0%	2	2	1	1	25.0%	4.0	1	
				8	7	7	87.5%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	2	2	28.6%	3.5	1
				12	11	11	91.7%	5	5	100.0%	5	5	100.0%	3	3	27.3%	3.7	2
	食品衛生	2	男	4	3	3	75.0%	2	2	100.0%	2	2	2	2	66.7%	1.5	2	
				9	6	6	66.7%	4	4	100.0%	4	4	100.0%	1	1	16.7%	6.0	1
				13	9	9	69.2%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	3	3	33.3%	3.0	3
農業	10	男	32	20	20	62.5%	16	16	100.0%	16	16	15	15	25.0%	4.0	5		
			13	12	12	92.3%	9	9	100.0%	9	9	100.0%	5	5	41.7%	2.4	5	
			45	32	32	71.1%	25	25	100.0%	25	25	100.0%	10	10	31.3%	3.2	10	
畜産	1	男	4	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	4	4	25.0%	4.0	1		
			4	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%	1	1	25.0%	4.0	1	
			12	7	7	58.3%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	2	2	28.6%	3.5	2	
林業	3	男	7	2	2	66.7%	2	2	100.0%	2	2	2	2	50.0%	2.0	1		
			3	2	2	66.7%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	1	1	50.0%	2.0	1	
			15	9	9	60.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%	3	3	33.3%	3.0	3	
水産	2	男	20	14	14	70.0%	7	7	100.0%	7	7	7	7	14.3%	7.0	2		
			2	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	0	0	0.0%	0.0	0	
			22	16	16	72.7%	7	7	100.0%	7	7	100.0%	7	7	12.5%	8.0	2	
総合土木	10	男	65	41	41	67.7%	21	21	100.0%	21	21	22	20	22.7%	4.4	10		
			8	5	5	62.5%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	2	40.0%	2.5	2	
			73	46	49	67.1%	24	24	100.0%	24	23	11	23	12	24.5%	4.1	12	
建築	2	男	12	5	6	50.0%	3	3	100.0%	3	4	4	4	0.0%	0.0	1		
			6	3	3	50.0%	3	3	100.0%	3	3	2	2	66.7%	1.5	1		
			18	8	9	50.0%	6	6	100.0%	6	7	7	2	22.2%	4.5	1		
化学	6	男	39	30	31	79.5%	13	13	100.0%	13	13	13	6	19.4%	5.2	5		
			14	12	12	85.7%	2	2	100.0%	2	2	2	0	0.0%	0.0	0		
			53	42	43	81.1%	15	15	100.0%	15	15	6	15	6	14.0%	7.2	5	
電気	1	男	13	8	9	69.2%	5	5	100.0%	5	5	5	1	11.1%	9.0	1		
			2	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	2	2	100.0%	1.0	1		
			15	10	11	73.3%	5	5	100.0%	5	6	6	1	9.1%	11.0	1		
警察事務	3	男	30	25	25	83.3%	9	9	100.0%	9	8	8	3	12.0%	8.3	3		
			25	21	21	84.0%	1	1	100.0%	1	1	1	1	4.8%	21.0	1		
			55	46	46	83.6%	10	10	100.0%	10	9	4	9	4	8.7%	11.5	4	
少年補導	1	男	3	1	1	33.3%	1	1	100.0%	1	1	1	1	0.0%	0.0	1		
			1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	1	1	100.0%	1.0	1		
			4	2	2	50.0%	1	1	100.0%	1	2	2	1	50.0%	2.0	1		
合計	72	男	490	348	357	72.9%	126	126	100.0%	126	123	46	123	13.2%	7.6	43		
			240	185	187	77.9%	61	61	100.0%	61	59	32	59	17.1%	5.8	30		
			730	533	544	74.5%	187	187	100.0%	187	182	78	182	14.5%	6.9	73		

第1次試験：6月27日 第2次試験：8月8日～11日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格者数(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 HP23.5.1現在		
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					
高校卒業程度	一般事務	5	男	30	1	16	10	90.0%	1	2	5	8	7	1	1	2	7.4%	13.5	1	
			女	21	11	6	3	95.2%	1	4	1	6	6	1	1	1	3	15.0%	6.7	2
			計	51	12	22	13	92.2%	2	6	6	14	13	2	2	2	5	10.6%	9.4	3
	総合土木	3	男	9	4	5	9	100.0%	1	1	5	6	6	2	2	2	22.2%	4.5	2	
			女	3	3	3	3	100.0%	2	2	2	2	2	1	1	1	1	33.3%	3.0	1
			計	12	4	8	12	100.0%	1	7	8	8	8	3	3	3	25.0%	4.0	3	
	学校事務 (出雲地区)	13	男	123	3	18	27	108	87.8%	19	1	3	6	28	1	1	7	6.5%	15.4	5
			女	99	42	29	6	83.8%	4	2	1	7	7	3	2	1	6	7.2%	13.8	6
			計	222	102	32	24	86.0%	23	3	7	36	35	8	2	2	13	6.8%	14.7	11
	学校事務 (石見地区)	3	男	24	13	1	3	20	83.3%	5	1	1	5	4	3	3	15.0%	6.7	1	
			女	18	11	2	3	88.9%	3	3	3	3	3	0	0	0	0.0%	0.0	0	
計			42	24	3	6	85.7%	8	3	8	8	7	3	3	3	8.3%	12.0	1		
学校事務 (隠岐地区)	1	男	5	3	1	4	80.0%	3	1	1	4	2	2	0	0	0.0%	0.0	0		
		女	3	1	2	3	100.0%	1	1	2	2	2	1	1	1	33.3%	3.0	1		
		計	8	4	2	7	87.5%	4	1	1	6	4	4	1	1	14.3%	7.0	1		
警察事務	1	男	3	1	2	3	100.0%	1	1	2	3	3	3	0	0	0.0%	0.0	0		
		女	7	3	1	3	100.0%	1	1	2	3	3	1	1	1	14.3%	7.0	1		
		計	10	3	2	5	100.0%	1	1	4	6	6	1	1	1	10.0%	10.0	1		
合計	26	男	194	76	5	43	47	171	88.1%	27	2	8	18	55	8	0	2	4	14	
		女	151	54	47	16	15	132	87.4%	8	5	4	6	23	3	4	1	4	12	
		計	345	130	52	59	62	303	87.8%	35	7	12	24	78	11	4	3	8	26	
試験種類 経験者	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格者数(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 HP23.5.1現在		
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					
					計	計	計		計	計	計		計	計	計					
行政	5	男	104	63	2	2	69	66.3%	16	1	1	17	15	3	3	4.3%	23.0	3		
		女	38	24	1	2	3	30	78.9%	8	8	7	7	3	3	10.0%	10.0	3		
		計	142	87	3	4	5	99	69.7%	24	1	1	25	22	6	6	6.1%	16.5	6	

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月24日～10月26日

第1次試験：11月14日 第2次試験：12月11日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数		
					計				計				計						
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他				
地区	一般事務 (石見地区)	3	男	74	36	2	1	8	47	63.5%	10	1	2	13	11	2	23.5	2	
			女	18	8	2	2	12	66.7%	3	3	2	1	1	8.3%	12.0	1		
			計	92	44	4	3	59	64.1%	13	1	2	16	13	3	5.1%	19.7	3	
地区	一般事務 (隠岐地区)	2	男	15	3	3	3	6	40.0%	3	2	2	5	2	0	0.0%			
			女	8	4	1	1	7	87.5%	4	1	1	6	5	2	28.6%	3.5	2	
			計	23	7	1	4	13	56.5%	7	1	3	11	7	2	15.4%	6.5	2	
別	合計	5	男	89	39	2	1	11	53	59.6%	13	1	0	4	18	13	2	0	0
			女	26	12	3	3	19	73.1%	7	1	0	1	9	7	3	0	0	0
			計	115	51	5	4	72	62.6%	20	2	0	5	27	20	5	0	0	0

第1次試験：11月14日 第2次試験：12月11日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数		
					計				計				計						
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他				
資格	司書	2	男	5	3	2		5	100.0%	1			1	1	1	20.0%	5.0	1	
			女	43	25	9		34	79.1%	6			6	5	1	2.9%	34.0	1	
			計	48	28	11		39	81.3%	7			7	6	2	5.1%	19.5	2	
免許	臨床検査技師	2	男	3	3			3	100.0%	2			2	1	1	33.3%	3.0		
			女	7	5	1	1	7	100.0%	3	1	1	4	1	1	14.3%	7.0	1	
			計	10	8	1	1	10	100.0%	5	1	1	7	6	1	20.0%	5.0	1	
職	歯科衛生士	1	男																
			女	7	2	1	4	7	100.0%	2	1	3	6	5	1	14.3%	7.0	1	
			計	7	2	1	4	7	100.0%	2	1	3	6	5	1	14.3%	7.0	1	
資格	診療放射線技師	1	男	6	5		1	6	100.0%	2			2	2	0	0.0%			
			女	4	3			3	75.0%	4			2	1	1	33.3%	3.0	1	
			計	10	8		1	9	90.0%	6			4	4	1	11.1%	9.0	1	
職	保健師	5	男	1	1			1	100.0%				0						
			女	22	16	4		20	90.9%	11	3		14	13	5	1	30.0%	3.3	6
			計	23	17	4		21	91.3%	11	3		14	13	5	1	28.6%	3.5	6
資格	合計	11	男	15	12	2	0	1	15	100.0%	5	0	0	5	2	0	0	0	
			女	83	51	15	0	5	71	85.5%	26	5	0	4	35	29	7	2	0
			計	98	63	17	0	6	86	87.8%	31	5	0	4	40	34	9	2	0

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月24日～10月26日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	採用者数			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			計		
警察官	大卒 (10月採用)	25	男	120	85				70.8%	67				67	60	25				25	29.4%	21	
			女																				
		計	25		120	85				70.8%	67				67	60	25				25	29.4%	21
	大卒	37	男	464	317				68.3%	94				94	69	37				37	11.7%	23	
		4	女	80	42				52.5%	10				10	8	4				4	9.5%	4	
		計	41		544	359			66.0%	104				104	77	41				41	11.4%	27	
	高卒程度	12	男	136		3	75	37	84.6%		23	11		34	33		8	4		12	10.4%	12	
		2	女	20		4	7	4	75.0%		2	4	1	7	6		2			2	13.3%	2	
		計	14		156		7	82	41	83.3%		27	12	41	39		10	4		14	10.8%	14	
	武道A (大卒)	1	男	5	3				60.0%	3				3	3	1				1	33.3%	1	
			女																				
		計	1		5	3			60.0%	3				3	3	1				1	33.3%	1	
武道B (高卒程度)	1	男		2				100.0%		2			2	2		1			1	50.0%	1		
		女																					
	計	1		2				100.0%		2			2	2		1			1	50.0%	1		
合計	76	男	727	405	3	77	37	71.8%	161	0	23	11	195	162	63	0	9	4	76	14.6%	58		
	6	女	100	42	4	7	4	57.0%	10	2	4	1	17	14	4	0	2	0	6	10.5%	6		
	82	計	827	447	7	84	41	70.0%	171	2	27	12	212	176	67	0	11	4	82	14.2%	64		

大卒試験(10月採用) ……第1次試験：5月9日、第2次試験：6月20日～22日  
 大卒試験 ……第1次試験：7月11日、第2次試験：8月22日～25日  
 高卒程度試験 ……第1次試験：9月19日、第2次試験：10月31日～11月1日  
 武道A試験 ……第1次試験：7月11日、第2次試験：8月21日～22日  
 武道B試験 ……第1次試験：9月19日、第2次試験：10月30日～31日

(4) 昇任試験

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月5日	(法学試験) 8月27日  (1次試験) 10月4日	11月15日	(法学試験) 勤務成績等評定 筆記試験3科目 (一次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月5日	(予備試験) 8月30日  (1次試験) 10月14日	11月19日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月5日	10月14日	11月19日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月5日	(予備試験) 8月31日  (1次試験) 10月15日	11月24日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月5日	10月15日	11月24日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	174	174	100.0	78	78	100.0	22	10	12.8	10
警部補昇任試験	一般	※183	※182	99.5	80	106	100.0	40	27	25.5	27
	専門	5	—	—	—	5	100.0	3	2	40.0	2
	計	※188	※182	99.5	80	111	99.1	43	29	26.1	29
巡査部長昇任試験	一般	※250	※247	98.8	84	106	100.0	46	32	30.2	32
	専門	9	—	—	—	9	100.0	5	3	30.0	3
	計	※259	※247	98.8	84	115	100.0	51	35	30.4	35
合計		※621	※603	97.1	242	304	99.7	116	74	24.3	74

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者27名。巡査部長予備免除者22名)

## イ 選 考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア) 及び (イ) のとおりである。

## (7) 採用選考

## a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 連 す る 規 則	第 7 条第 1 号・2 号 ・ 8 号 (行政職 3 級以上・公安職 4 級以上)	12 <sup>人</sup> (12)	— <sup>人</sup>	3 <sup>人</sup> (1)	17 <sup>人</sup> (17)	1 <sup>人</sup> (1)	33 <sup>人</sup> (31)
	第 3 条第 3 号 (海事職)	—	—	—	—	—	—
	第 3 条第 4 号 (研究職の 2 級以上)	—	—	—	—	—	—
	第 3 条第 5 号～7 号 、 9～11 号 (医療職)	11	1	—	—	—	12
第 7 条第 5 号 (他の地方公共団体又は国の在 職者)	3 (3)	—	—	5 (5)	—	8 (8)	
第 7 条第 6 号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
第 7 条第 7 号・8 号 (競争試験を行うことが不適当 な職)	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第 3 条		1	—	—	—	—	1
地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第 3 条		—	—	—	—	—	—
合 計		27 (15)	1	3 (1)	22 (22)	1 (1)	54 (39)

(注) ( ) 内は割愛採用で、内数である。

## b 職種別状況

職 種		部 局					
		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部・次長級	1		2		1	4
	課長級	5		1			6
	グループリーダー	3			1		4
	企画員	1					1
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	5			2		7
	計	15		3	3	1	22
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補 級				13		13
	巡 査 部 長				3		3
	巡 査						
	計				19		19
海 事 職							
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員						
医療職(一)	医 師	5	1				6
医療職(二)	獣 医 師	6					6
医療職(三)							
任期付職員	医 師	1					1
合 計		27	1	3	22	1	54

c 公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (B)/(D)	採用者数 123.6.現在	備考
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			
選 考 試 験	研究員 (電子電気・応用 物理・情報工学、 機械金属技術)	3	男	20	14	1	15	7	1	8	8	3	3	5.0	3	1次: 6/27 ~6/28	
			女	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	2次: 8/2
			計	21	14	1	15	7	1	8	8	3	3	3	20.0%	3	1次: 6/27 ~6/28
	研究員 (バイオ・生 命工学)	1	男	16	12		12	6		6	6	1	1	8.3%	1	1次: 6/27 ~6/28	
			女	7	3		3	3		3	3	6	6	6	65.2%	6	2次: 8/2
			計	23	15		15	6		6	6	6	1	1	6.7%	1	1次: 6/27 ~6/28
	文化財研究員 (日本中世史)	1	男	23	17		17	6		6	6	6	1	5.9%	1	1次: 6/27	
			女	13	7		7	7		7	7	3	3	3	53.8%	3	2次: 8/8
			計	36	24		24	6		6	6	6	1	1	4.2%	1	1次: 6/27
	文化財研究員 (日本近世史)	1	男	14	11		11	3		3	3	3	1	9.1%	1	1次: 6/27	
			女	7	6		6	6		6	6	3	3	3	0.0%	3	2次: 8/8
			計	21	17		17	6		6	6	6	1	1	5.9%	1	1次: 6/27
	文化財研究員 (保存科学)	1	男	7	7		7	3		3	3	3	1	14.3%	1	1次: 6/27	
			女	6	5		5	5		5	5	3	3	3	8.3%	3	2次: 8/8
			計	13	12		12	3		3	3	3	1	1	8.3%	1	1次: 6/27
中山間研究員	1	男	13	12	1	13	5		5	5	5	0	0.0%	0	1次: 書類		
		女	1	1		1	1		1	1	1	1	1	100.0%	1	2次: 11/20	
		計	14	13	1	14	6		6	6	6	1	1	7.1%	1	1次: 1/30	
学芸員 (日本近代洋画)	1	男	3	1		1	1		1	1	1	1	33.3%	1	1次: 1/30		
		女	12	4		4	3		3	3	2	2	1	25.0%	2	2次: 2/27	
		計	15	5		5	4		4	4	3	3	1	20.0%	3	6/27~28実施	
獣医師	8	男	3	3		3	3		3	3	2	2	66.7%	2	1次: 1/30		
		女	3	3		3	3		3	3	3	3	100.0%	3	2次: 2/27		
		計	6	6		6	6		6	6	5	5	83.3%	5	6/27~28実施		



試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 I23.5.1現在	備考				
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他								
					計	計	計	計																		
選 考 試 験	薬剤師	3	男	3	2				66.7%	2					2				100.0%	1.0	2					
			女	1	1				100.0%	1						1				100.0%	1.0	1				
			計	4	3				75.0%	3						3				100.0%	1.0	2			6/27~28実施	
	身体障がい者対象 (一般事務)	1	男	7	3	1			57.1%	4										0.0%						
			女	2	1	1			100.0%	2						1				50.0%	2.0	1				
			計	9	4	1			66.7%	6						1				16.7%	6.0	1			12/4実施	
	身体障がい者対象 (警察事務)	1	男	2		1			50.0%	1										100.0%	1.0	1				
			女																							
			計	2	1				50.0%	1						1				100.0%	1.0	1				12/4実施
	船舶乗組員 (航海)	1	男	4		1	2		75.0%	3										0.0%						
			女																							
			計	4	1	2			75.0%	3										0.0%						
船舶乗組員 (機関)	1	男	1			1		100.0%	1										100.0%	1.0	1					
		女																								
		計	1	1				100.0%	1						1				100.0%	1.0	1				12/5実施	
船舶乗組員 (司厨)	1	男	4		1			25.0%	1										0.0%							
		女																								
		計	4	1				25.0%	1										0.0%							
ヘルプデスク -整備士	1	男	2			2		100.0%	2										50.0%	2.0	1					
		女																								
		計	2	2				100.0%	2						1				50.0%	2.0	1				12/5実施	
看護師 (あまの診療所)	2	男	3			3		100.0%	3										66.7%	1.5	2					
		女																								
		計	3	3				100.0%	3						2				66.7%	1.5	2				8/29実施	
合計	28	男	122	82	1	2	8	93	76.2%	31	0	0	1	32	32	11	0	1	15.1%	6.6	13					
		女	56	31	1	0	3	35	62.5%	7	0	0	0	7	6	6	1	0	25.7%	3.9	8					
		計	178	113	2	2	11	128	71.9%	38	0	0	1	39	38	17	1	1	18.0%	5.6	21					

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数(E23.6.1現在)	試験日	
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他				計
選考試験 (病院局)	看護師 (免許有)	10	男 女 計	3 4 7	2 0 2	1 1 2	0 0 2	3 3 6	100.0% 75.0% 85.7%	第2次試験なし			2 0 2	1 1 2	0 0 2	3 3 6	1.0 1.0 1.0	3 3 6	6/26
	看護師 (A:免許有)	50	男 女 計	1 8 9	1 3 4	0 2 2	0 2 2	1 7 8	100.0% 87.5% 88.9%	第2次試験なし			1 3 4	0 2 2	0 2 2	1 7 8	1.0 1.0 1.0	1 4 5	8/21~22
	看護師 (B:免許無)		男 女 計	5 36 41	1 9 10	1 15 16	0 11 12	3 35 38	60.0% 97.2% 92.7%	第2次試験なし			1 9 10	1 15 16	0 10 11	3 34 37	1.0 1.0 1.0	2 23 25	
	看護師 (随時)		男 女 計	0 1 1	0 0 1	0 1 1	0 0 1	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし			0 0 0	0 1 1	0 0 1	1 1 1	1.0 1.0 1.0	0 1 1	10/2~3
	看護師 (随時)		男 女 計	0 1 1	0 0 1	0 0 1	0 1 1	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし			0 0 0	0 0 0	0 1 1	1 1 1	1.0 1.0 1.0	0 1 1	10/27
	看護師 (随時)	(15)	男 女 計	0 4 4	0 0 4	0 1 1	0 3 3	4 4 4	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし			0 0 0	0 1 1	0 3 3	4 4 4	1.0 1.0 1.0	0 4 4	12/4
	看護師 (随時)		男 女 計	1 0 1	0 0 1	0 0 1	0 0 1	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし			0 0 0	0 0 0	0 0 0	1 1 1	1.0 1.0 1.0	0 0 0	1/15
	看護師 (随時)		男 女 計	0 1 1	0 0 1	0 0 1	0 0 1	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし			0 0 0	0 1 1	0 0 0	1 1 1	1.0 1.0 1.0	0 1 1	1/31
	助産師 (免許有)		2	男 女 計	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	第2次試験なし			0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	6/26

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数				最終合格者数(D)				最終合格数(D)/(B)	最終合格率(B)/(D)	採用者数(E23.6.1欄注)	試験日		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他						
																										計	計
助産師 (A:免許有)	7		男	0	0	0	0		第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8/21		
			女	0	0	0	0																			0	0
助産師 (B:免許無)			男	0	0	0	0	6	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			女	6	0	6	0																				6
助産師 (随時)	(3)		男	0	0	0	0	1	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	1	1	0	0																				
薬剤師 (随時)	(若干)		男	1	1	0	0	1	第2次試験なし	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	0	0	0	0																				
薬剤師	2		男	1	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	0	0	0	0																				
臨床検査技師	3		男	6	5	1	0	6	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	9	6	0	0																				
臨床検査技師	1		男	0	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	1	0	1	0																				
社会福祉士	1		男	4	4	0	0	4	第2次試験なし	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	2	1	0	0																				
臨床工学技士	1		男	0	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	0	0	0	0																				
臨床工学技士 (随時)	(1)		男	2	2	0	0	2	第2次試験なし	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	1	1	0	0																				
合計	75		男	24	16	4	0	21	87.5%	7	3	0	1	21	11	1	0	1	11	52.4%	1.9	8	0	0	0	0	
			女	75	21	28	0																				69
合計			計	99	37	32	0	90	90.9%	23	31	0	19	73	1	0	19	73	81.1%	1.2	54	0	0	0	0		

選 考 試 験 ( 病 院 局 )

## (イ) 昇任選考

## a 級別昇任者数

給料表	部 局	知事部局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行 政 職	9	7人	1人	2人	人	人	10人
	8	19			1		20
	7	17	1	2	2	1	23
	6	70		5	10	1	86
	5	69	2	6	16	10	103
	4	104	3	8	16	10	141
	3	27	1	2	4	6	40
	2	32	2		8	10	52
	計	345	10	25	57	38	475
公 安 職	9					3	3
	8					6	6
	7					7	7
	6					27	27
	5					34	34
	4					32	32
	3						
	2						
	計					109	109
海 事 職	5				1		1
	4						
	3						
	2						
	計				1		1
研 究 職	5						
	4	1					1
	3	9			2		11
	計	10			2		12
医 療 職 (一)	4	1					1
	3	2	4				6
	2	2					2
	計	5	4				9
医 療 職 (二)	7						
	6	3	2				5
	5	2	5				7
	4	3	5				8
	3	3	5				8
	2	1	3				4
	計	12	20				32
医 療 職 (三)	7						
	6		3				3
	5		11				11
	4	1	22				23
	3		46			1	47
	2						
	計	1	82			1	84
合 計		373	116	25	60	148	722

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成22年10月18日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は次のとおりである。

(7) 報 告

a 職員給与の概況

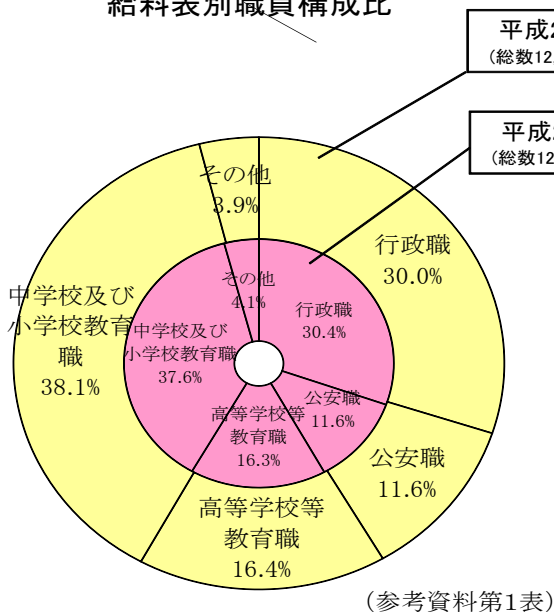
県職員の平成22年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

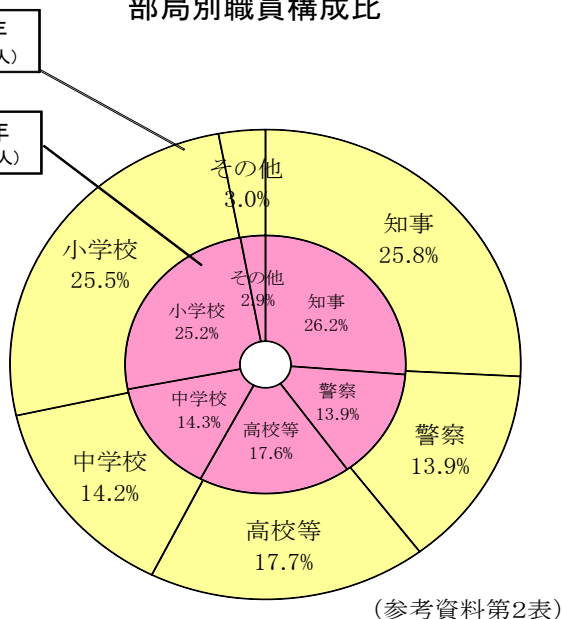
区 分 給 料 表	職員数（構成比）		平均年齢		平均経験年数	
	平成22年 人	平成21年 人	平成22年 歳	平成21年 歳	平成22年 年	平成21年 年
行 政 職	3,782 (30.0%)	3,843 (30.4%)	44.3	44.3	22.7	22.8
公 安 職	1,458 (11.6%)	1,462 (11.6%)	40.0	40.2	19.0	19.2
海 事 職	46 (0.4%)	48 (0.4%)	41.8	40.6	21.8	20.7
研 究 職	245 (1.9%)	248 (2.0%)	42.8	43.1	19.8	20.1
医 療 職 ( 1 )	38 (0.3%)	39 (0.3%)	42.9	43.0	17.2	17.4
医 療 職 ( 2 )	100 (0.8%)	120 (0.9%)	44.6	43.7	21.4	20.9
医 療 職 ( 3 )	64 (0.5%)	69 (0.5%)	43.4	44.1	20.9	21.7
高 等 学 校 等 教 育 職	2,068 (16.4%)	2,066 (16.3%)	43.8	43.5	21.1	20.9
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,802 (38.1%)	4,753 (37.6%)	45.2	45.0	22.5	22.3
合 計	12,603 (100.0%)	12,648 (100.0%)	44.0	43.9	21.9	21.8

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

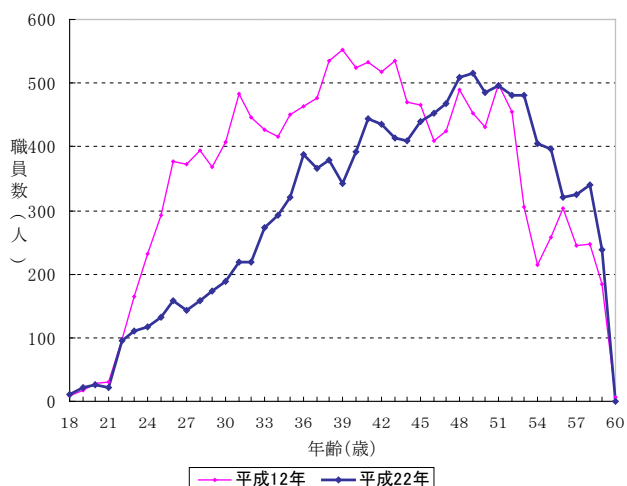
給料表別職員構成比



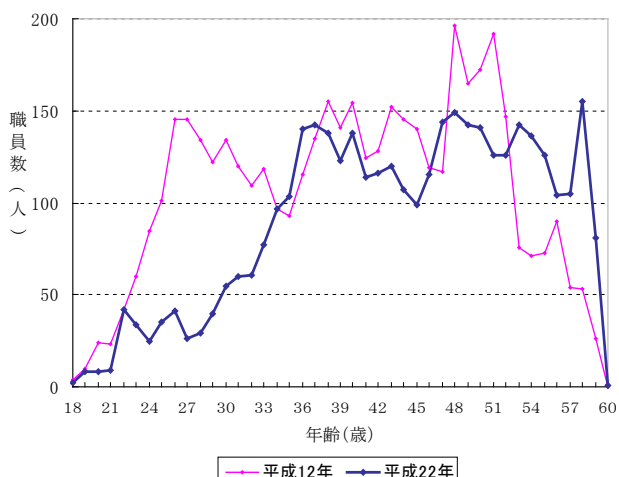
部局別職員構成比



年齢別職員数（全職員）



年齢別職員数（行政職）



職員の平均給与月額状況

項目	全職員		行政職の職員	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
給料	372,591	375,616	349,521	353,262
管理職手当	6,350	6,331	7,938	7,693
扶養手当	11,444	11,699	12,796	13,074
地域手当	432	422	604	599
住居手当	3,549	3,606	2,231	2,353
特勤手当	4,610	4,650	3,351	3,434
その他	2,396	2,454	1,904	1,999
合計	401,372 (376,403)	404,778 (379,648)	378,345 (354,103)	382,414 (358,026)

- (注) 1 合計の欄の（ ）は減額措置後の額である。
- 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
- 3 特勤手当の欄は、特勤手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
- 4 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内237の民間事業所のうちから層化無作為抽出法<sup>(註)</sup>により抽出した126所を対象に「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち121事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.0%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,601人及び研究員、医師等職種1,069人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は16.7%（昨年17.2%）、

ベースアップを中止した事業所の割合は33.8%（同35.7%）とともに昨年に比べて減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所について、昨年は1.2%であったが、本年は該当がなかった。

また、一般の従業員について、定期昇給を実施した事業所の割合は82.8%（昨年65.5%）と増加し、定期昇給を停止した事業所の割合は1.4%（同15.1%）と減少している。昇給額が昨年に比べ増額となっている事業所の割合は38.7%（同26.0%）と増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は11.0%（同12.7%）と減少している。

### 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	16.7 (17.2)	33.8 (35.7)	0.0 (1.2)	49.5 (45.9)
課長級	14.8 (17.8)	29.7 (23.4)	1.4 (1.9)	54.1 (56.9)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

### 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係 員	84.2 (80.6)	82.8 (65.5)	38.7 (26.0)	11.0 (12.7)	33.1 (26.8)	1.4 (15.1)	15.8 (19.4)
課長級	81.1 (67.5)	78.8 (54.6)	34.9 (22.7)	10.9 (12.1)	33.0 (19.8)	2.3 (12.9)	18.9 (32.5)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

#### (b) 雇用調整の実施状況

平成22年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は43.1%と昨年(5.7%)に比べて減少しているものの、依然として高い水準となっている。

### 民間における雇用調整の実施状況

（単位：％）

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	21.9 (17.0)	1.5 (2.2)	4.5 (11.3)	1.8 (7.0)	4.4 (4.5)	1.5 (0.0)	16.7 (24.6)	16.7 (26.9)	0.0 (2.8)	10.0 (11.9)	43.1 (55.7)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

#### C 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△1.2%、松江市で△0.7%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ184,950円、200,800円及び216,660円となっている。

#### d 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成21年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.7であった。  
本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり93.1となっており、平成17年度以降は全国でも低い水準となっている。

### 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成21年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	4
100以上102未満	16
98以上100未満	11
96以上 98未満	7
94以上 96未満	4
94未満	5
都道府県平均指数	98.7
島根県	93.1

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

#### e 職員給与と民間給与との比較

##### (a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与370,200円に対して職員給与は減額措置前では380,965円であり、10,765円(2.83%)上回っているが、減額措置後では356,542円であり、逆に13,658円(3.83%)下回っている。

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差
			A - B ( (A-B)/B×100 )
370,200円	減額措置前	380,965円	△ 10,765円 ( △2.83% )
	減額措置後	356,542円	13,658円 ( 3.83% )

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(1)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

##### (b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額3.61月分に相当していた。これは、昨年(3.65月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.90月)を0.29月分下回っている。

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例



による減額率分に相当する月数を減じた月数（3.67月分）と比べても、民間の支給割合が0.06月分下回っている。

### 職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.61月分	3.90月分 (3.67月分)	△0.29月分 (△0.06月分)

(注) ( ) 内は、期末・勤勉手当の支給月数(3.90月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

#### f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

#### a) 月例給について

本県の民間事業所の給与等の状況を見ると、定期昇給が改善傾向にあるものの、ベースアップを中止した事業所の割合や、賃金カット等の雇用調整の実施状況については依然として高い水準にとどまっている。このような状況の中で、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前では職員給与が民間給与を上回っており(2.83%)、昨年(2.83%)と同じ較差率となった。

このように、昨年の給料月額の変額改定及び切替に伴う差額の減少により職員の給料水準が段階的に引き下げられているにもかかわらず、依然として県内の民間給与が減額措置前の職員給与を下回り、その較差が縮小しておらず調整を要する状況となっている。

一方、国は、俸給表(医療職俸給表(一)、任期付研究員俸給表(若手育成型)及び若年層等の職員が受ける号俸を除く。)の引下げ改定とともに、50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を併せて行うこととしている。具体的には、国は定年延長に伴う給与制度の見直しの中で、50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について必要な見直しのための検討を行うこととしており、当面の措置として50歳台後半層の職員の俸給等及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずることとした。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については一定の引下げを行う必要があると判断した。

引下げを行うに当たっては、本県職員について特例条例による給与の減額措置が継続中であり、減額措置後の職員給与が民間給与を下回っている中で、公務への有能な人材の確保や職員の士気の確保の観点等を引き続き考慮する必要がある。

また、人事院は俸給表の引下げ改定に併せ、50歳台後半層の職員<sup>(注1)</sup>を対象とした給与の抑制措置を給与制度の見直しを念頭に置いて勧告している。

以上を総合的に勘案して人事院勧告に準じた給料表の引下げ改定及び当該給与の抑制措置を行うこととする。

なお、給料月額について上記の改定及び措置を行うことから、切替に伴う差額の算定基礎となる額についても人事院勧告の内容を考慮して引き下げることにする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び切替に伴う差額の算定基礎となる額の引下げ改定並びに50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を行うことにする。

(注2)

50歳台後半層の職員の給与の抑制措置の適用を受ける職員に支給する農林漁業普及指導手当及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)についても、当該給与の抑制措置と同様の措置を講ずることとする。

(注1) 行政職俸給表(一)5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職俸給表(一)適用職員、指定職俸給再任用職員、任期付研究員並びに特定任期付職員を除く。

(注2) 国は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表を廃止しているため、当該俸給表にかかる勧告を行っていない。

## (b) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、民間の特別給の支給割合（3.61月分）は昨年（3.65月分）と比べて減少（△0.04月分）している。このため職員の期末手当・勤勉手当の支給月数（3.90月分）は民間の支給割合を0.29月分上回っている。

また、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数（3.67月分）で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を0.06月分上回っていることが認められた。

一方、国は、期末手当・勤勉手当の年間の支給月数を3.95月分とすることとしている。

本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員の状況を考慮し、一定の水準を確しつつも、広く県民の理解を得るために地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると考えている。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、0.05月分引き下げ3.85月分とすることが適当であると判断した。

なお、引下げに当たっては12月期の期末手当を0.05月分引き下げることとする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

## (c) 高等学校及び特別支援学校に設置される主幹教諭について

学校教育法が改正され、平成20年4月1日より学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭<sup>(注)</sup>を置くことができることとなった。

(注) 各職の職務内容

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭：校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭：児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

本県においては平成21年4月より小・中学校に主幹教諭が設置されたところであるが、今般、平成23年度より高等学校及び特別支援学校に主幹教諭を設置する方針が決定されたところである。

この方針決定を受け、本委員会として主幹教諭の処遇を検討した結果、小・中学と同様に以下のとおりとすることが適当であると判断した。

## i 主幹教諭の給料表

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、給料表に定める職務の級に分類することとされており、現在の4級制の高等学校等教育職給料表のうち、教諭は2級、教頭は3級に分類されている。

高等学校及び特別支援学校に新たに設置される主幹教諭の職務については、その職責等が現在の教諭、教頭のいずれとも異なることから、現行の2級と3級の間に新たな級（特2級）を設けることとする。

## ii 主幹教諭の諸手当等

主幹教諭については、教職調整額を支給することとし、管理職手当は支給しない。

また、期末手当・勤勉手当における役職段階別加算の割合については、100分の10とする。

(注) 教育職員には時間外勤務手当は支給されず、校長及び教頭には管理職手当が、職務の級が1級又は2級の教諭等には教職調整額（給料月額4%）が支給されている。

また、期末手当・勤勉手当の基礎となる額については、職の職制上の段階、職務の級等に応じ、校長及び教頭については給料月額の10～20%が、教諭については給料の月額の0～10%が、それぞれ加算（役職段階別加算）されている。

## (d) その他の手当等について

## i 時間外勤務手当

月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合については、労働基準法の改正に伴い、本年4月より引上げを行ったところである。国においては、民間の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとした。本県においても、県内民間事業所の実態を踏まえ、人事院勧告に準じて平成23年度から月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日を含めることとする。

## ii 特勤手当等

平成22年4月に国家公務員の特地公署等及び小・中学校等教職員のへき地学校等の見直しを実施されたところであるが、本県においても国の特地公署等及びへき地学校等との均衡を考慮し、特地公署及び準特地公署の見直しを行う必要がある。

## iii 初任給調整手当

家畜伝染病発生時の対応等、獣医師の役割がより重要となる中、本県においては獣医師の採用者数が採用予定者数を下回る状況が続いている。現在、本県の獣医師のうち半数近くが50歳台であることから、このような状況が続いた場合、今後の獣医師の退職により必要な獣医師数の確保が困難になることが考えられる。このことから、本県における獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当を改善する必要がある。

iv 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、手当の対象となる業務を精選し、実績や業務の特殊性をより反映した支給内容となるよう見直しを行う必要がある。

v 教育職員の給与等

本年度の文部科学省予算においては、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減が予定されているところであるが、本県における教員給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行うという観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要がある。

(g) 改定の実施時期等について

今回の給与改定は、職員の給与水準を引き上げる内容の改定であることから、この改定を実施するための条例の規定は遡及することなく施行日からの適用とする。

また、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

なお、現在職員給与について特例条例による減額措置が行われており、実際の職員給与の支給水準が民間給与を下回っていること等を考慮し、今回の改定に伴う給与の年間調整については行わないこととする。

(h) 人事管理上の課題について

i 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、県の果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっており、複雑・高度化する行政課題に対応した質の高い行政運営を進めなければならない。そのためには、高い気概、使命感、倫理観を持った優秀な人材や高度な専門的知識や民間企業等の経験を有する多様な人材の確保が必要不可欠である。

このため、職員採用に当たっては、細やかな知識の検証よりも論理的な思考力・応用能力の検証や人物面をより重視していく必要がある。

また、採用試験における応募者数については、採用予定者数に比して受験者数が増加せず、受験年齢人口の減少、民間企業志向等により依然減少傾向にあり、人材確保上厳しい状況が続いている。

今年度の採用試験の実施に当たっては、年齢要件等の緩和やより人物重視の試験とするための制度見直しを行った。また、民間企業経験者等を対象とする経験者採用試験を7年ぶりに行うことにしている。

引き続き優秀かつ多様な人材を確保するために、このような見直し等の効果を検証した上で、試験制度の一層の見直し・改善に取り組む必要がある。

さらに、近年の職員採用の抑制に伴い、他の年齢層に比べて30歳前半以下の層が少ない状況にあることから、将来の適正な組織運営に支障を来すことがないよう、より一層の計画的・安定的な人材確保が必要である。

一方、大幅な人員削減への取組みが行われている状況にあって、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、県民の期待と信頼に十分応えていくためには、これまで以上に職員一人ひとりの意識改革と資質向上を図ることが必要である。

このため、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職員が各職場で求められている具体的能力を把握し、自律的にその能力開発を行うための支援や職員同士で刺激やサポートし合う育て・育てられる学習的な職場づくりなどを一層進めていく必要がある。

また、ますます高度専門化する行政ニーズに対応するためには、行政職の職員などの専門性を高めることも必要である。これまで、このような観点から特定分野に精通した職員の育成が行われているが、今後も、人事異動ローテーションや研修の充実などにより、幅広い視野を持ちつつ専門的な知識や技術を身につけた職員の計画的な育成に努める必要がある。

ii 能力・実績に基づく人事管理

時代の変化に的確に対応し、県民の負託に応えていくためには、職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化

と公務能率の向上を図ることが重要であり、そのためには、能力・実績に基づく人事管理を一層推進する必要がある。

国は、昨年 4 月に新たな人事評価制度を施行して、人事評価の結果を任免、給与及び人材育成に活用するなど、能力・実績に基づく人事管理を進めている。

本委員会でも、これまで、人事評価制度は職員の能力を的確に評価し、その結果を処遇に反映できるものでなければならぬ旨言及してきたところである。

本県は、昨年 10 月から、それまでの管理職に加えて一般職員についても人事評価制度を本格実施するなど、人事評価制度の整備を図っているが、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、評価結果を処遇に反映する仕組みとなっていない。

評価結果を処遇に反映するに当たっては、職員の勤務成績がより一層、客観的かつ公正に評価されることが重要である。今後、実効性のある人事評価制度の確立に向けた取組みを進める必要がある。

### iii 女性職員の登用

男女共同参画社会の実現の観点のもとより、多様化する県民ニーズへの幅広い対応の観点からも、女性職員の果たす役割はますます重要となっている。

しかし、管理職に占める女性の割合（病院職員・教育職員・警察職員を除く。）は、平成 19 年度の 2.6%が平成 22 年度には 5.2%となるなど、年々向上はしているものの依然低い状況にある。また、平成 22 年度における各年齢層に占める女性職員の割合は、50 歳台が 10.1%、40 歳台が 17.5%、30 歳台が 29.9%、20 歳台が 35.9%と若年層になるほど高くなっている。

このため、女性職員が多様な経験を積めるように職域を拡大するなど、計画的な人材養成をこれまで以上に進めるとともに、女性職員の管理職への積極的登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、女性職員は家事や育児等家庭生活における負担が大きいことから、女性職員の登用を進めるには、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを一層推進する必要がある。

### iv 両立支援の推進

職員が、家庭生活、地域活動、自己啓発など自らの生活と職業生活を調和させ、生き生きと意欲的に仕事に臨むことができる環境を整備するワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢化に対応しつつ、優秀な人材を確保し、質の高い行政を安定的・継続的に展開していく上で非常に重要である。中でも、仕事と育児・介護の両立に向けた支援は大きな課題である。

本県は、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業等の両立支援の制度を整備してきており、本年 6 月には、育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等を行ったところである。

任命権者は、本年 3 月に、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で計画期間とする「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定した。この計画に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備に向けた取組みをより一層推進する必要がある。

とりわけ、男性職員の育児休業等の取得促進は、男性の子育て参加の最初の重要な契機となるとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減するための取組みとして、最も重要である。

計画において、任命権者は男性職員の育児休業等取得率の数値目標を 50 パーセントと設定した。（男性の育児参加のための休暇、育児時間休暇、育児部分休業及び育児短時間勤務を含む。）計画を策定する際に実施したアンケートによれば、多くの男性職員は、環境さえ整えば育児休業等を取得したいと考えていることが明らかになっている。

このことから、管理監督者は両立支援の必要性や、両立支援制度の内容を十分に理解したうえで、対象職員に対する個別の制度説明や、休暇・休業期間中の職場の業務遂行体制を見直す等、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりをさらに進めていくことが重要である。

### v 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持、仕事と生活の調和及び公務能率の確保を図る上での重要な課題であることから、本委員会でも毎年言及しているところである。

任命権者も、時間外勤務の縮減を重要な課題と位置づけて、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の様々な取組みを継続的に行っている。

一人当たりの時間外勤務実績は、近年ほぼ横ばいの状態であったものが、昨年度は、緊急経済対策や新型インフル

エンザ対応等の影響もあり増加に転じたところである。

時間外勤務は、職員の心身の健康の保持にも影響を与え、最終的には 県民サービスにも影響を与える可能性があることから、今後もより一層の時間外勤務縮減に取り組む必要がある。

このため、管理監督者は、職員それぞれの在庁時間、業務負荷の実態や、休暇取得の状況等を常に適切に把握し、効率的な業務運営を図る必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても計画的に仕事を進め、効率よく日々の業務を遂行していく必要がある。

#### vi メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題である。このことから、本委員会では、取り組みの必要性について従来から言及してきたところである。

任命権者は、研修の受講機会の拡大、専門医師・臨床心理士によるストレスカウンセリング等の予防対策や、療養後の職場復帰支援事業等の様々な取り組みを継続的に行っている。本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とする者の数は、一昨年、昨年と減少している。

一方、行政課題の複雑化・高度化により職務の困難性が増す中、様々な要因によりストレスは増大する傾向にあることから、これまで以上に職場単位での対策も必要となっている。

管理監督者は、自らがメンタルヘルス対策の中心的な立場であることを自覚し、職員の日々の勤務状況・健康状態の把握や、所属職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等、きめ細かい対策を行い、実効性あるものにすることが重要である。

また、職員一人ひとりにおいても、お互い常にコミュニケーションを図りながら助け合い、何でも相談できる職場環境づくりを心がけることが必要である。

#### vii 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることは喫緊の課題となっている。

人事院は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、定年延長を行う上での高齢期における雇用の考え方を示した上で、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示した。この骨格を基に今後さらに検討を進め、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことにしている。

本県も、このような国の動向を注視しながら、高齢期における給与制度の見直しや加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の取扱いなど、高齢期の雇用に伴う具体的な課題について検討を進める必要がある。

#### (g) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

一方、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

(f) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

(b) 55歳を超える職員（高等学校及び特別支援学校の教育職員並びに市町村立学校の教職員を含む。以下同じ。）の給料月額の変額支給等について

i 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、第 1 号任期付研究員、第 2 号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。

ii i の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、i により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。農林漁業普及指導手当の支給に当たっても、同様とすること。

iii i の適用を受ける職員に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当たっては、i 及び ii に準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5 級
公安職給料表	6 級
海事職給料表	4 級
研究職給料表	3 級
医療職給料表 (2)	5 級
医療職給料表 (3)	5 級
高等学校等教育職給料表	3 級
中学校及び小学校教育職給料表	3 級

(c) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分（特定管理職員にあつては、1.15月分）とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の第 1 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(b) 特定任期付職員の期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

d 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則等で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（aの(b)の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額にaの(b)のiに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

(a) 平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項に掲げる職員（同日において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであつたもの、医療職給料表(1)の適用を受けていた職員、第2号任期付研究員であつた職員又は第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給であつたものを除く。）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項に掲げる教育職員（同日において教育職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであつたものを除く。）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）附則第7項に掲げる教職員（同日において教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであつたものを除く。）であつた者（(b)において「(a)に掲げる職員」という。） 100分の99.66

(b) (a)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

e 高等学校及び特別支援学校への主幹教諭の設置に伴う関係条例の改正

(a) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の改正

i 給料表について

aの(a)による改定後の高等学校等教育職給料表を別記第4のとおり改定すること。

この給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

ii 級別職務分類基準表について

現行の高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表を別記第6のとおり改定すること。

(b) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

主幹教諭を教職調整額の支給対象職員とすること。

f 改定の実施時期等

(a) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、オについては、平成23年4月1日から実施すること。

(b) 改定に伴う所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

（別記第1、第2、第3、第4、第5及び第6 省略）

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成22年度中において措置要求はなかった。

- また、前年度から係属中の 3 件の事案については、いずれも却下した。
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況  
平成 22 年度中において不服申立はなかった。  
また、前年度から係属中の 2 件の事案については、1 件を棄却、1 件を却下した。